

原子力発電・核燃料サイクル施設の新規制基準適合性審査等 についての意見書

(発議第1号・原案可決)

我が国は、国民生活と産業経済の維持に欠かせないエネルギーの安定供給を図るため、一貫して原子力発電及び核燃料サイクルの推進を基本政策としてきており、青森県は、エネルギー資源の乏しい我が国を支える重要な政策であることを理解し、安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として、長年にわたって協力してきたところである。

県内原子力施設の稼働等については、何よりも安全の確保が第一であり、立地地域にとって原子力施設の安全性確認は緊急を要しているが、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査は長期間に及んでいる。

また、施設の長期間に及ぶ運転停止や度重なる工程変更等は、県内の産業・経済活動へも深刻な影響を及ぼしている。

原子力発電及び核燃料サイクルが、安全確保を大前提に、国策として、今後とも安定的かつ継続的に実施されていくためには、これまで長年にわたって築き上げてきた立地地域の理解と協力が極めて重要である。

国においては、立地地域の理解と協力のためにも、新規制基準適合性審査が厳正さらには迅速に行われるよう、また、立地地域の実情等を踏まえ地域振興対策の充実・強化が図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月7日

青 森 県 議 会

(第297回定例会・発議第1号・成田一憲外41名提出)

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

(発議第2号・原案否決)

一部の大企業が内部留保を積み増しし、株主配当を大幅に増やす一方で、大多数の働く人々の生活は苦しいままです。パート、臨時・非常勤などいわゆる「非正規雇用労働者」は全雇用労働者の4割に及んでいます。そして、政府が「結婚の壁」と認める年収300万円未満で働く人は、いまや全労働者の6割近くに達しています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化しています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給985円、最も低い鹿児島県は時給761円、青森県は時給762円です。青森県最賃では、フルタイムで働いても月132,435円にしかならず、社会保険料や税金を控除されると手取りは10万円程度となり、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。青森県と東京都の格差は時間額で223円にまで広がりました。この格差が、労働力の流出を招き、高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(2018年3月発表)では、2045年に青森県の人口が82万人に減少するとしています。地域経済を活性化させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、最低賃金の引き上げを表明しています。しかし、年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに目標実現のための施策を講じるべきと考えます。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策としても有効だと考えます。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ下請単価を実現させることが大切です。中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることで、最低賃金引き上げの全体的な合意が形成されると思います。

以上をふまえ、下記事項について要望する。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金を大幅に引き上げる。最低賃金の決定にあたっては、生計費原則に基づき、生活できる金額に引き上げること。

2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援策として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。
5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月7日

青 森 県 議 会

(第297回定例会・発議第2号・諏訪益一外3名提出)

日米地位協定の抜本改定を求める意見書

(発議第3号・原案否決)

全国知事会は昨年7月27日、札幌市で開いた会議で、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。全国知事会が日米地位協定の改定について提言するのは初めてのことであり、画期的なことです。

提言では、米軍機による低空飛行訓練等について「国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行なうとともに、訓練ルートや訓練が行なわれる時期について速やかな事前情報提供」を求める、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」、さらに「基地の整理・縮小・返還」の促進を求めています。

提言がまとめられるまでには、沖縄県の翁長雄志知事の提言を受けて、米軍基地がある11道府県の知事をメンバーに「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、研究者や外務省から意見を聞き、イタリアやドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取っています。

沖縄県は、2018年1月～2月、イタリア、ドイツを訪問し、元首相、軍幹部、周辺自治体、航空当局らから聞き取り調査を実施して、中間報告を公開しています。その内容においては、「米軍の活動にも国内法が適用される」、「受入国側に米軍施設への立入権が明記されている」、「受入国側に訓練計画に関与する仕組みがある」など、日本と著しく違いがあることを紹介しています。

こうした調査研究をもとに研究会がまとめ、全国知事会に提案し、提言の採択に至りました。

日米地位協定は1960年に締結されてから、日本政府が改定を提起したことがなく、他国との比較においても異常なほど不平等なものです。

以上により、国においては、全国知事会の総意を重く受け止め、日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月7日

青 森 県 議 会

(第297回定例会・発議第3号・諏訪益一外3名提出)

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

(発議第4号・原案否決)

日本の医師数は、人口1,000人当りOECD平均3.3人に対し、2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっている。特に救急や産科では週労働時間は平均80～90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられている。

先般、「家事・育児のため女性医師はアクティビティが劣る」などを理由にした東京医科大学の入試女性差別が発覚したが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき緊急の課題である。日本の女性医師数は、全体の2割にすぎず、4割を超えているOECD諸国と比較しても極めて低い水準となっている。女性医師を含むすべての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められている。

ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出された。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、想定する医師の長時間労働の改善は極めて不十分なものであり、また、医療需要は入院を減らす地域医療構想に連動している。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間過密労働の解消は更に遅れ、過労死や過労自死といったより深刻な事態を引き起こしかねないばかりか、救急・産科・小児科など「地域医療崩壊の危機」を打開するため拡大された医師養成水準を引き下げることによって、再び、同様の危機を招くことも危惧される。高齢者人口の増加にともない、2055年頃まで高止まりすると見通される医療需要の伸びに対応し、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医師数を増やすことを強く求める。下記の事項について国に要望する。

記

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月7日

青 森 県 議 会

(第297回定例会・発議第4号・諏訪益一外3名提出)

青森県がん対策推進条例の一部を改正する条例

(発議第5号・原案可決)

青森県がん対策推進条例（平成二十八年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第七条」を「一第七条」に、「・第九条」を「一第十条」に、「第十条～第十三条」を「第十一条—第十四条」に、「第十四条・第十五条」を「第十五条・第十六条」に、「第十六条～第十八条」を「第十七条—第十九条」に改める。

第五条中「（受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を含む）」を「、受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう）」に改め、「生活習慣」の下に「及び生活環境」を加える。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第四章中第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一号中「公共的施設の管理者」を「多数の者が利用する施設の管理者」に改め、同条第二号中「事業者が」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、第三章中同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一号中「喫煙」の下に「、受動喫煙」を加え、同条を第十一条とする。

第九条中「事業者は、」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、第二章中同条を第十条とする。

第八条の見出しを「（多数の者が利用する施設における受動喫煙防止のための配慮）」に改め、「（平成十四年法律第百三号）第二十五条」を「第二十五条の五」に改め、「利用する施設」の下に「（敷地を含む。以下同じ。）」を加え、「公共的施設の管理者」を「多数の者が利用する施設の管理者」に、「当該公共的施設」

を「当該施設」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙所を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう特に配慮しなければならない。
第八条を第九条とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第八条 県民は、喫煙（健康増進法第二十五条の四第二号に規定する喫煙をいう。

）をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならない。

- 2 保護者は、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう特に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

受動喫煙の防止に係る県民、多数の者が利用する施設の管理者及び二十歳未満の者に対する監督保護を有する保護者が配慮しなければならない事項を定めるため提案するものである。

(第297回定例会・発議第5号・成田一憲外44名提出)